# 官用自動車点檢等業務仕様書

## 1 対象物品

別紙「自動車点検整備等委託車両及び整備内容一覧表」(以下「一覧表」という。)に定める自動車とする。

なお、台数及び数量については予定であり、変動することもあるので、 契約相手方は予定台数に変更があっても異議を申し立てないこと。

一覧表以外の整備(消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。)については、契約相手方が点検を実施した結果、整備が必要であると判断した場合に、分任支出負担行為担当官等が任命した監督職員に連絡の上指示を受けるものとする。

## 2 請負内容

- (1)契約相手方は、由利森林管理署庁舎から車両を引き取り、一覧表に 定める点検・検査等を実施の上、由利森林管理署庁舎に返還するもの とする。
- (2)一覧表及び入札書(内訳書)における件名の内容は、次のとおりとする。
  - ア 定期点検とは、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号。以下 「法」という。) 第 48 条に基づく点検整備とする。
  - イ 継続点検とは、法第62条に基づく検査とする。
  - ウ 基本点検技術料とは、法第 48 条に基づく自動車点検基準(昭和 26 年運輸省令第 70 号)において規定する全ての項目の点検作業を いう。
  - エ 保安検査確認とは、法第62条に定める継続検査に係るものとする。
  - オ 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料 金をいい、申請に必要な書類は契約者の負担において用意するもの とする。
  - カ 車内清掃とは、車内の粉じん等ゴミの除去、ゴムマットの清掃及 び樹脂並びに鉄製部分の拭き掃除の作業をいう。

外回り清掃とは、外回りの洗浄、拭き掃除の作業をいう。

キ エンジンオイル交換には、工賃やエンジンオイル等部品代金を含むものとする。エンジンオイルについては、API規格(ガソリン車についてはSG品質を、ディーゼル車についてはCF-4品質を基準とする。)のものとし、該当車種に適したエンジンオイルを使用すること。

なお、エンジンオイル量は1台当たり5リットルを交換すると想 定して算定することとし、精算金額は実際のオイル交換量に1リッ トル当たりの単価を乗じて算出した金額を採用するものとする。

### ク 別途発注

上記以外の業務については、支出負担行為担当官等が任命した監督職員と契約相手方による協議により決定するものとする。

# 3 整備の追加

- (1)契約相手方は、上記1の定めにより、点検等を実施しようとするとき、又は実施した結果、一覧表に定められた内容以外の追加整備が必要と判断した場合は、直ちに分任支出負担行為担当官等が任命した監督職員に通知するとともに、その追加整備項目が頭書の契約単価に定めのないときは、当該追加整備にかかる費用の見積りを当該車両の使用者である官署の長あて提出するものとする。
- (2) 当該車両の使用者である官署の長は、契約単価に定めのない部分の 追加整備について前項の契約相手方の通知内容及び費用が適当であ ると判断した場合は、別途の請負契約を契約相手方と締結するものと する。

### 4 保証

契約相手方は、当該業務の完了後6か月、又は当該業務を実施した対象車両が、業務を完了したときからの走行距離が1万キロメートルに達したときのいずれか早い日までの期間において、業務を実施した箇所に、当該業務が原因で不具合が生じた場合であって、かつ、その不具合が当該業務が原因で生じたものと契約相手方が認めたときは、その不具合箇所を契約相手方の負担において再度整備するものとする。その他、保証の詳細は、契約相手方の発行する整備保証書による。

## 5 代金の請求及び支払

- (1)契約相手方は、業務の履行を完了し分任支出負担行為担当官等が任命した検査職員の検査に合格したときは、毎月分若しくは数か月分を取りまとめ、適法な請求書により履行した数量に頭書に定める契約単価を乗じた金額を分任支出負担行為担当官に請求することができる。
- (2)分任支出負担行為担当官等は、前項の支払請求書を受理したときは、 その日から起算して30日以内(以下「約定期間」という。)に代金を 契約相手方に支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書 が不当のため、契約相手方に返送した場合には、分任支出負担行為担 当官等がその返送した日から契約相手方の適法な請求書を受理した 日までの期間は、これを約定期間に算入しない。

## 6 その他

契約相手方は、車両の返還に当たっては、分任支出負担行為担当官等が任命した検査職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

また、その際は、整備した全ての内容を明確に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記録した書面を併せて提出すること。

別添

#### 自動車点検整備等委託車両及び整備内容一覧表

令和7年度

	登録番号			型 式	車台番号	取得年度	車検満了日	自賠責保険期間				継続点検(車検)					定期点検	車内及び	エンジン	備考
No.		車名	Š					自	至	自動車重量税 (次期)	自賠責保険料 (次期)	基本点検技術料	エンジン、 下廻り、ス チーム洗浄	下廻り防 錆塗装	保安検査確認	継続検査代行	基本点検 技術料 浄		(実施予 定時期)	
1	秋田300ひ2673	スバル ファ	オレスター	DBA-SHJ	SHJ-003789	H22	R7.12.19	R6.1.16	R8.1.16	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2年 13年経過	自家用 乗用 本土 24ヶ月	0	0	0	0	0		0	0	11月
2	秋田580の7075	スズキ	ジムニー	ABA-JB23W	JB23W-704706	H25	R9.2.19	R7.3.20	R9.3.20	自家用 軽自動車 2年	自家用 軽自動車 本土 24ヶ月						0	0	0	1月
3	秋田580の5945	マツダ スク	7ラムワゴン .	ABA-DG64W	DG64W-402975	H25	R9.2.5	R7.2.6	R9.2.6		自家用 軽自動車 本土 24ヶ月						0	0	0	1月
4	秋田300め3606	ニッサン エク	フストレイル	DBA-NT32	NT32-530689	H27	R9.2.18	R7.3.19	R9.3.19	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月						0	0	0	1月
5	秋田301さ1761	ホンダ	VEZEL	DBA-RU2	RU2-1305544	H31	R8.10.31	R6.12.1	R8.12.1	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月						0	0	0	9月
6	秋田301さ1762	ホンダ	VEZEL	DBA-RU2	RU2-1305545	H31	R8.10.31	R6.12.1	R8.12.1	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月						0	0	0	9月
7	秋田501め8284	ダイハツ [	ロッキー	5 BA-A210S	A210S-0010598	R2	R7.11.10	R5.12.7	R7.12.7	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	0	0	0	0	0		0	0	10月
8	秋田502さ4669	ダイハツ [	ロッキー	3BA-A210S	A210S-0018252	R4	R8.3.5	R5.3.3	R8 4 3	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	0	0	0	0	0		0	0	2月
9	秋田502す4697	スズキ ク	7ロスビー	4AA-MNN71S	MN71S-318249	R5	R9.1.21	R6.1.22	1 89777	自家用 乗用 車両重量1.0トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月						0	0	0	12月
10	秋田480に7899	ニッサン ク	7リッパー	5BD-DR17V	DR17V-753974	R6	R8.9.24	R6.9.25	R8.10.25		自家用 軽自動車 本土 24ヶ月						0	0	0	9月

※引取り・引渡し場所

由利森林管理署庁舎(秋田県由利本荘市水林439)